

## 紀陽後見制度支援預金規定

### 1. (利用対象者)

- (1) この預金は、預金者の財産を保護するため、預金者の成年後見人または未成年後見人（以下「後見人」といいます。）に対し、和歌山家庭裁判所・大阪家庭裁判所・奈良家庭裁判所のいずれかの裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、当行に届け出る預金者の後見人が行うものとします。
- (3) 後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。

### 2. (取引方法に係る特約)

- (1) この預金は、後見人が、指示書を添付のうえ、当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
  - ① この預金口座からの払戻し
  - ② この預金口座からの定額自動送金の設定および変更
  - ③ この預金口座への追加の預入れ
  - ④ この預金口座への為替による振込金の受入れ
- (2) 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

### 3. (届出事項に変更等があった場合の取扱い)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行にただちに連絡のうえ、所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ① 通帳または届出の印章の喪失：後見人
- ② 預金者の住所、その他の届出事項の変更：後見人
- ③ 後見人の選任および資格喪失：後見人
- ④ 後見人の印章、住所その他の届出事項の変更：後見人
- ⑤ 預金者の死亡の事実：後見人または預金者の相続人
- ⑥ 預金者の後見開始取消審判の確定：預金者または後見人

### 4. (各種お取引の制限)

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- ① 口座開設店以外の本支店でのお取引
- ② キャッシュカードの発行
- ③ ATM（振込機）のご利用。ただし、通帳記帳・通帳繰越はご利用いただけます。
- ④ インターネットバンキングのご利用
- ⑤ この預金口座からの各種料金等の自動支払い、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取

### 5. (口座管理手数料・定額自動送金基本手数料)

- (1) この預金は、口座管理手数料が年間3000円（消費税抜）かかります。毎年4月5日（当日が休日の場合、翌営業日）にこの預金から口座管理手数料を引き落とします。
- (2) この預金口座からの定額自動送金には、振込手数料の他、基本手数料として振込1件につき100円（消費税抜）かかります。

### 6. (解約に関する特約)

- (1) この預金契約を解約する場合は、指示書とともに通帳を持参のうえ、口座開設店に申出てください。ただし、次の各号に該当する場合には、指示書を提出する必要はありません。
  - ① 預金者が死亡した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
  - ② この預金口座の残高が第2条に定める1回の定額自動送金の金額に満たなくなったとき

- (2) 次の各号に該当する場合には、当行はこの預金契約を解約できるものとします。なお、本項による解約を行なった場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただくことがあります。
- ① 預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
  - ② この預金口座の残高が第2条に定める1回の定額自動送金の金額に満たなくなったとき
  - ③ 普通預金規定9条に定める預金の解約を行うとき
  - ④ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

#### **7. (適用条項)**

- (1) この規定に定めのない事項については、普通預金等共通規定または普通預金規定が適用されるものとします。
- (2) この規定の条項と普通預金等共通規定または普通預金規定の条項が抵触する場合には、この規定の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この規定、普通預金等共通規定および普通預金規定に定めのない事項が発生した場合は、当行と協議のうえ決定します。

#### **8. (規定の改定)**

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上